

議案第29号

米原市特別職の職員で非常勤のもの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

米原市特別職の職員で非常勤のもの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて議会の議決を求める。

平成28年2月25日提出

米原市長 平尾道雄

提案理由

教育委員会委員長および委員の報酬を改めるため、この案を提出するものである。

米原市特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

米原市特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例（平成17年米原市条例第34号）の一部を次のように改正する。

別表教育委員会の項中「月額25,000円」を「月額36,000円」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（米原市特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部改正）

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（平成27年米原市条例第21号）付則第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる同条例第2条による改正前の米原市特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

別表教育委員会の項中「月額38,000円」を「月額48,000円」に、「月額25,000円」を「月額36,000円」に改める。

米原市特別職の職員で非常勤のもの報酬および費用弁償に関する条例新旧対照表（本則関係）

改正後	現 行																								
<p>米原市特別職の職員で非常勤のもの報酬および費用弁償に関する条例</p> <p>本則 略</p> <p>別表（第2条関係）</p>	<p>米原市特別職の職員で非常勤のもの報酬および費用弁償に関する条例</p> <p>本則 略</p> <p>別表（第2条関係）</p>																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>報酬額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> <tr> <td>教育委員会</td> <td>委員</td> <td>月額 36,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> </tbody> </table>	区分		報酬額	略			教育委員会	委員	月額 36,000円	略			<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>報酬額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> <tr> <td>教育委員会</td> <td>委員</td> <td>月額 25,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> </tbody> </table>	区分		報酬額	略			教育委員会	委員	月額 25,000円	略		
区分		報酬額																							
略																									
教育委員会	委員	月額 36,000円																							
略																									
区分		報酬額																							
略																									
教育委員会	委員	月額 25,000円																							
略																									
<p><u>付 則</u></p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p>1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。</p> <p><u>(米原市特別職の職員で非常勤のもの報酬および費用弁償に関する条例の一部改正)</u></p> <p>2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（平成27年米原市条例第21号）付則第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる同条例第2条による改正前の米原市特別職の職員で非常勤のもの報酬および費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。</p> <p>別表教育委員会の項中「月額38,000円」を「月額48,000円」に、「月額25,000円」を「月額36,000円」に改める。</p>																									

旧米原市特別職の職員で非常勤のもの報酬および費用弁償に関する条例新旧対照表（付則第2項関係）

改正後		現 行																													
米原市特別職の職員で非常勤のもの報酬および費用弁償に関する条例		米原市特別職の職員で非常勤のもの報酬および費用弁償に関する条例																													
本則 略		本則 略																													
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>報酬額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">教育委員会</td> <td>委員長</td> <td>月額 48,000円</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>月額 36,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> </tbody> </table>		区分		報酬額	略			教育委員会	委員長	月額 48,000円	委員	月額 36,000円	略			<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>報酬額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">教育委員会</td> <td>委員長</td> <td>月額 38,000円</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>月額 25,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> </tbody> </table>		区分		報酬額	略			教育委員会	委員長	月額 38,000円	委員	月額 25,000円	略		
区分		報酬額																													
略																															
教育委員会	委員長	月額 48,000円																													
	委員	月額 36,000円																													
略																															
区分		報酬額																													
略																															
教育委員会	委員長	月額 38,000円																													
	委員	月額 25,000円																													
略																															
<p>付 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。</p> <p>(米原市特別職の職員で非常勤のもの報酬および費用弁償に関する条例の一部改正)</p> <p>2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（平成27年米原市条例第21号）付則第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる同条例第2条による改正前の米原市特別職の職員で非常勤のもの報酬および費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。</p> <p>別表教育委員会の項中「月額38,000円」を「月額48,000円」に、「月額25,000円」を「月額36,000円」に改める。</p>																															